

令和3年3月19日

事業主および被保険者、被扶養者の皆様へ

「緊急事態宣言」解除に伴う 保健施設事業の再開について

当組合の保健施設事業につきましては、1月7日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」がなされました後に、これまでの間 再度の延長期間も含め、直営保養所「強羅グリーンハイツ」「オレンジドームゆがわら」を休館としてまいりました。

この度 報道等でご承知のとおり、3月21日に「緊急事態宣言」が解除されることとなりました。

この解除を受け 当組合としましては、両施設ともに 昨年より実施しております感染症予防対策を再度徹底し、また今後も状況に応じ必要な対策を行う等の方針にて、3月26日（金）より再開をすることといたしましたのでお知らせいたします。

—今後の状況等により、変更となることもございます。その際には改めてお知らせいたします。ご承知おきくださいますよう併せてお願い申し上げます。—

《お問い合わせ》

保健事業部 健康事業課

電話：03-3834-7216